

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年8月11日
【四半期会計期間】	第66期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	ダイトケミックス株式会社
【英訳名】	Daito Chemix Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員社長 二宮 榮 規
【本店の所在の場所】	大阪市鶴見区茨田大宮三丁目1番7号
【電話番号】	06（6911）9310（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員管理部長 永松 真 一
【最寄りの連絡場所】	大阪市鶴見区茨田大宮三丁目1番7号
【電話番号】	06（6911）9310（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員管理部長 永松 真 一
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第1四半期連結 累計期間	第66期 第1四半期連結 累計期間	第65期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(百万円)	3,407	3,099	12,461
経常利益又は経常損失() (百万円)	78	97	937
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失()(百万円)	100	94	1,586
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	171	99	1,591
純資産額(百万円)	10,585	9,249	9,148
総資産額(百万円)	17,740	14,987	15,009
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純損失 金額(円)	9.15	8.63	144.79
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	59.6	61.6	60.9

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第65期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第65期第1四半期連結累計期間および第65期は、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第66期第1四半期連結累計期間は、潜在株式が存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、今年3月に発生した東日本大震災により社会インフラが大きな被害を受け、電力供給の不安が生じたことから一部の業種では生産が停滞するなど、厳しい状況で推移いたしました。

このような状況の中で当社グループは、積極的な営業活動を行い、次世代感光性材料、フラットパネルディスプレイ周辺材料、機能性材料、プリンター用記録材料、医薬中間体の新製品開発、廃棄物処理の特殊技術開発などに積極的に取り組みましたが、化成品事業、環境関連事業のいずれも売上高は減少いたしました。一方、新製品の販売比率が増加したことや徹底したコスト削減を実施したことにより売上原価率が低下し、利益率が改善いたしました。

その結果、当第1四半期連結累計期間の連結業績は、売上高は30億99百万円（前年同四半期比9.0%減）、経常利益は97百万円（前年同四半期は、経常損失78百万円）、四半期純利益は94百万円（前年同四半期は、四半期純損失1億円）となりました。

また、セグメント別の売上高は、化成品事業は、前年同四半期比9.2%減の27億16百万円となりました。「感光性材料及び印刷材料」は、半導体用感光性材料が増加したものの、ディスプレイ用材料の減少が大きく、前年同四半期比9.8%減の17億54百万円となりました。「写真材料及び記録材料」は、イメージング材料が増加したものの、写真材料および記録材料の減少が影響し、前年同四半期比6.5%減の7億46百万円となりました。「医薬中間体」は、前年同四半期比87.9%増の1億60百万円となりました。また、「その他化成品」は、前年同四半期比66.6%減の54百万円となりました。

環境関連事業の売上高は、前年同四半期比6.7%減の3億94百万円となりました。電力供給の制約により企業の生産活動に一部抑制が生じたため、廃棄物処理分野における自動車産業関連の製造業者からの受託量および化学品リサイクル分野における電子部品関連業者からの受託量が減少いたしました。

(2) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した事業上および財務上の対処すべき課題はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2億41百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	47,900,000
計	47,900,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	11,400,000	11,400,000	大阪証券取引所 市場第二部	単元株式数 1,000株
計	11,400,000	11,400,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	-	11,400,000	-	2,901	-	4,421

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 444,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,862,000	10,862	-
単元未満株式	普通株式 94,000	-	-
発行済株式総数	11,400,000	-	-
総株主の議決権	-	10,862	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式193株および証券保管振替機構名義の失念株式が200株含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) ダイソーケミックス株	大阪市鶴見区茨田大宮 三丁目1番7号	444,000	-	444,000	3.89
計	-	444,000	-	444,000	3.89

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）および当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	875	612
受取手形及び売掛金	2,444	2,682
有価証券	166	161
商品及び製品	761	543
仕掛品	663	1,050
原材料及び貯蔵品	348	423
その他	322	350
流動資産合計	5,582	5,826
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,593	2,531
機械装置及び運搬具(純額)	1,778	1,633
土地	2,991	2,991
その他(純額)	355	313
有形固定資産合計	7,719	7,469
無形固定資産	3	3
投資その他の資産	1,703	1,688
固定資産合計	9,427	9,160
資産合計	15,009	14,987
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	715	854
短期借入金	542	537
1年内償還予定の社債	999	999
未払法人税等	5	6
賞与引当金	223	297
その他	881	727
流動負債合計	3,369	3,424
固定負債		
社債	1,397	1,397
長期借入金	532	473
引当金	140	63
その他	422	378
固定負債合計	2,492	2,313
負債合計	5,861	5,737

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,901	2,901
資本剰余金	4,421	4,421
利益剰余金	2,036	2,130
自己株式	314	314
株主資本合計	9,044	9,138
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	109	93
繰延ヘッジ損益	5	1
為替換算調整勘定	12	4
その他の包括利益累計額合計	91	97
新株予約権	12	13
純資産合計	9,148	9,249
負債純資産合計	15,009	14,987

(2) 【四半期連結損益及び包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	3,407	3,099
売上原価	3,106	2,713
売上総利益	300	385
販売費及び一般管理費	349	308
営業利益又は営業損失()	48	76
営業外収益		
受取利息	5	4
受取配当金	7	11
持分法による投資利益	7	12
償却債権取立益	-	11
雑収入	10	13
営業外収益合計	31	52
営業外費用		
支払利息	20	16
雑損失	41	14
営業外費用合計	61	30
経常利益又は経常損失()	78	97
特別損失		
投資有価証券評価損	16	-
特別損失合計	16	-
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	94	97
法人税等	5	3
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	100	94
四半期純利益又は四半期純損失()	100	94
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	100	94
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	75	15
繰延ヘッジ損益	4	4
為替換算調整勘定	2	6
持分法適用会社に対する持分相当額	6	10
その他の包括利益合計	71	5
四半期包括利益	171	99
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	171	99
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<p>1 偶発債務</p> <p>船舶火災による訴訟の件</p> <p>平成16年10月に地中海で発生した船舶火災に関し、当社が製造した製品を、定期コンテナ船を通じて海外に輸送しようとしていた国際的な商社（以下「被告商社」といいます。）を被告として、平成17年10月から平成20年2月末までに、保険会社および船会社等（以下「原告ら」といいます。）が、それぞれ東京地方裁判所に訴訟を提起しました。</p> <p>その後、平成19年9月から平成20年3月末までに、国内販売したメーカーとして、当社を被告とした訴額の総額約12億円とする訴訟が東京地方裁判所に提起され、現在係争中であります。</p> <p>被告商社の訴訟については、平成22年7月東京地方裁判所で、原告らの請求を棄却する判決がありましたが、原告らはそれを不服として、東京高等裁判所に控訴いたしております。</p> <p>当社製品については、被告商社を通じて、既に何度も同様の海上輸送がなされてきましたが、今まで、本件のような船舶火災を経験したことはありませんでした。現時点では、火災の具体的原因やこれに対する当社製品の関連性などの事実関係は未だ明らかとなっておらず、被告商社および当社の法的責任などについても定まっておりません。また、当社としても、当社の法的責任の有無などについて十分に確認はできておらず、現時点では本訴訟の帰結につき予測することはできません。</p> <p>訴訟の推移によっては当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点ではその影響は不明であります。</p>	<p>1 偶発債務</p> <p>船舶火災による訴訟の件</p> <p>平成16年10月に地中海で発生した船舶火災に関し、当社が製造した製品を、定期コンテナ船を通じて海外に輸送しようとしていた国際的な商社（以下「被告商社」といいます。）を被告として、平成17年10月から平成20年2月末までに、保険会社および船会社等（以下「原告ら」といいます。）が、それぞれ東京地方裁判所に訴訟を提起しました。</p> <p>その後、平成19年9月から平成20年3月末までに、国内販売したメーカーとして、当社を被告とした訴額の総額約12億円とする訴訟が東京地方裁判所に提起され、現在係争中であります。</p> <p>被告商社の訴訟については、平成22年7月東京地方裁判所で、原告らの請求を棄却する判決がありましたが、原告らはそれを不服として、東京高等裁判所に控訴いたしております。</p> <p>当社製品については、被告商社を通じて、既に何度も同様の海上輸送がなされてきましたが、今まで、本件のような船舶火災を経験したことはありませんでした。現時点では、火災の具体的原因やこれに対する当社製品の関連性などの事実関係は未だ明らかとなっておらず、被告商社および当社の法的責任などについても定まっておりません。また、当社としても、当社の法的責任の有無などについて十分に確認はできておらず、現時点では本訴訟の帰結につき予測することはできません。</p> <p>訴訟の推移によっては当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点ではその影響は不明であります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	304百万円	265百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		
	化成品事業	環境関連事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	2,990	416	3,407
セグメント間の内部売上高又は振替高	2	6	9
計	2,993	423	3,416
セグメント利益又はセグメント損失()	18	75	57

2. 報告セグメントの利益または損失の金額の合計額と四半期連結損益及び包括利益計算書計上額との差額および当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	57
セグメント間取引消去	9
四半期連結損益及び包括利益計算書の営業損失()	48

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント		
	化成品事業	環境関連事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	2,716	382	3,099
セグメント間の内部売上高又は振替高	0	12	12
計	2,716	394	3,111
セグメント利益又はセグメント損失（ ）	83	11	72

2. 報告セグメントの利益または損失の金額の合計額と四半期連結損益及び包括利益計算書計上額との差額および当該差額の内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	72
セグメント間取引消去	4
四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益	76

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）	当第1四半期連結累計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（ ）	9円15銭	8円63銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額（ ） （百万円）	100	94
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額（ ）（百万円）	100	94
普通株式の期中平均株式数（千株）	10,957	10,955
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

（注）前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。また、当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月11日

ダイトーケミックス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀 裕三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダイトーケミックス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダイトーケミックス株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。